

富山県青少年健全育成条例施行規則

制定	昭和五十二年三月二十九日	規則第二十一号
改正	昭和五十九年五月二十九日	規則第二十八号
	昭和六十年二月十二日	規則第四号
	平成四年四月三十日	規則第三十五号
	平成六年三月三十一日	規則第三十五号
	平成八年五月十五日	規則第二十九号
	平成十一年三月三十一日	規則第十一号
	平成十四年一月十八日	規則第二号
	平成十七年三月四日	規則第二号
	平成十九年三月三十日	規則第二十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、富山県青少年健全育成条例(昭和五十二年富山県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(興行者の揭示)

第二条 条例第八條第二項の規定による揭示は、様式第一号によるものとする。

(有害図書等とみなす図書等の内容)

第三条 条例第九條第二項第一号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示し、露出した姿態
 - ウ 男女間の愛むの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排泄の姿態
 - カ 緊縛の姿態
 - (二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 男女間の性交又はこれを連想させる行為
 - イ 強姦その他のりよつ辱行為
 - ウ 同性間の性行為
 - エ 変態性欲に基づく性行為
- 2 条例第九條第二項第二号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場合(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。
- (区分陳列の方法)

第四条 条例第九條第四項の規定で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、かつ、その内部を他から容易に見通すことができない場所に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (二) 有害図書等以外のものを陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (三) 有害図書等を陳列しようとする棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下同じ。)を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列すること。
- (四) 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして有害図書等をまとめて陳列すること。
- (五) 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害がん具類とみなされる特定がん具類の形状等)

第五条 条例第十一條第二項の規定で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又はこれに類似する形状を有するもの
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するものの
- (三) 全裸又は半裸の人形(膨脹させることにより人形となるものを含む。)

(図書等又は特定がん具類の自動販売機の設置等の届出)

第六条 条例第十三條第一項の規定による設置の届出は、図書等(特定がん具類)自動販売機設置届出書(様式第二号)によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 図書等又は特定がん具類の販売を業とする者の住民票の写し(法人にあつては、その法人の登記事項証明書)
 - (二) 自動販売機管理者の住民票の写し
 - (三) 自動販売機管理者となることを承諾していることを証する書類
 - (四) 自動販売機の設置場所付近の見取図
 - (五) 自動販売機の設置場所の提供者が自動販売機の設置を承諾していることを証する書類
- 3 条例第十三條第二項の規定による変更の届出は、図書等(特定がん具類)自動販売機届出事項変更届出書(様式第三号)によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項の変更

にあつては、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (一) 図書等又は特定がん具類の販売を業とする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更 前項第一号に掲げる書類
 - (二) 自動販売機管理者の氏名及び住所の変更 前項第二号及び第三号に掲げる書類
 - (三) 自動販売機の設置場所の変更 前項第四号に掲げる書類
 - (四) 自動販売機の設置場所の提供者の変更 前項第五号に掲げる書類
- 4 条例第十三條第三項の規定による廃止の届出は、図書等(特定がん具類)自動販売機の廃止届出書(様式第四号)によるものとする。
- 5 条例第十三條第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による表示は、様式第五号によるものとする。

(利用カード販売業の届出事項)

第七条 条例第十四條の第二項第四号の規則で定める事項は、店舗型電話異性紹介営業(条例第三條第八号に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。)に係る利用カードの販売にあつては販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる当該営業に係る営業所の名称及び所在地とし、無店舗型電話異性紹介営業(条例第三條第八号に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。)に係る利用カードの販売にあつては販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる当該営業を示すものとして使用する呼称とする。

(利用カード販売業の届出等)

第八条 条例第十四條の第二項の規定による利用カード販売業の届出は、利用カード販売業届出書(様式第六号)によるものとする。

2 利用カード販売業の届出書には、利用カード販売業を営む者の住民票の写し(法人にあつては、その法人の登記事項証明書)を添付するものとする。

3 条例第十四條の第二項の規定による変更の届出は、利用カード販売業届出事項変更届出書(様式第七号)によるものとする。この場合において、利用カード販売業を営む者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更にあつては、前項に規定する書類を添付するものとする。

4 条例第十四條の第三項の規定による廃止の届出は、利用カード販売業廃止届出書(様式第八号)によるものとする。

(深夜営業施設における揭示)

第九条 条例第十八條の第二項の規定による揭示は、様式第九号によるものとする。(身分証明書)

第十条 条例第二十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第十号）によるものとする。

附則

この規則は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附則（昭和五十九年規則第二十八号）

この規則は、昭和五十九年六月一日から施行する。

附則（昭和六十年規則第四号）

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（平成四年規則第三十五号）

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附則（平成六年規則第十五号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成八年規則第二十九号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附則（平成十一年規則第十一号）

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

附則（平成十四年規則第二号）

この規則は、富山県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成十三年富山県条例第五十七号）の施行の日から施行する。

附則（平成十七年規則第二号）抄

（施行期日）
一 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

（経過措置）

二 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成十九年規則第二十一号）

（施行期日）

一 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第

二条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

二 第一条の規定による改正前の富山県青少年保護育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。